

Ⅲ 国民健康保険制度改革と国民健康保険税の見直しについて

i. 国民健康保険制度改革の概要

1 制度改革の目的は

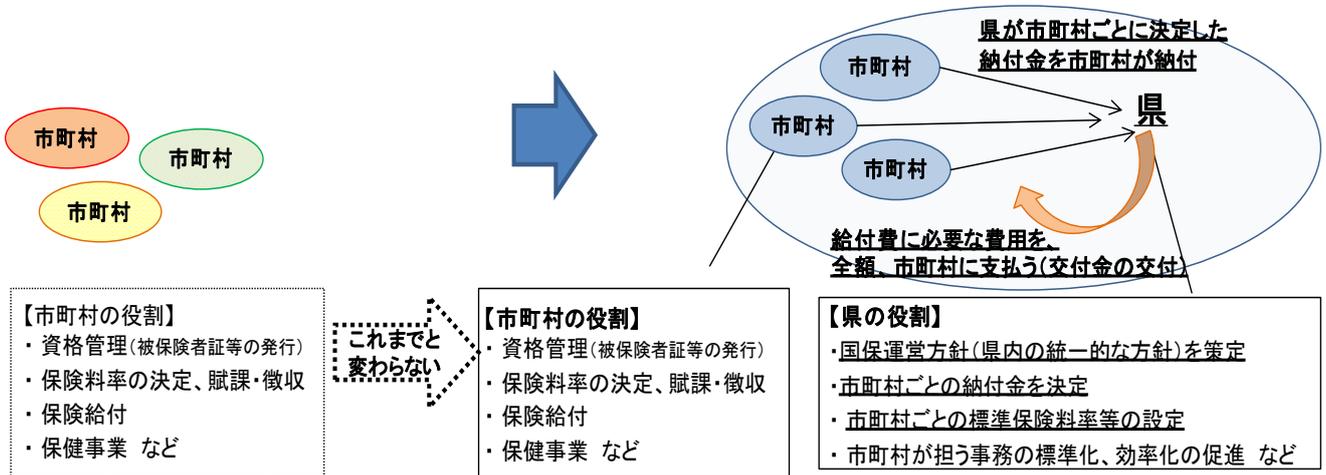
国民健康保険制度は、財政運営が不安定になるリスクの高い構造的な課題を抱えていることから、国民健康保険制度の安定的な運営を可能とするために行うものです。

2 制度改革の内容は

- (1) 国の公費による財政支援の拡充
- (2) 平成 30 年度から岩手県は財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的な役割を担うこととなります。市町村の役割は今までとあまり変わりません。

【現行】市町村が個別に運営

【改革後】県が市町村とともに国保運営を行うとともに、安定的な財政運営の中心的作用を担う



3 国保税はどうなるの

従来と変わりありませんが、市町村で集める金額を県で設定し、それに基づいて県内市町村個々に税率を設定します。このお金を納付金として県に納めます。

なお、金ケ崎町では平成29年度から国保税の引下げをいたします。

ii. 国民健康保険税の見直しについて

1 国民健康保険運営について

金ケ崎町の国保運営は、被保険者の協力のもと、安定した運営が続き、平成28年度の決算において、剰余金が約1億9千万円になることが見込まれます。また、国保財政調整基金残高が約1億9千万円あることから、被保険者の負担を少しでも軽くするよう国保税率の見直しを行います。

2 国民健康保険税率見直しの内容と今後の課題について

今回国保税の引下げを実施いたしますが、今後の保険給付費の状況や県単位の国保税率統一に備え、毎年国保税率の見直しを検討していかなければなりません。

(1) 改正内容

区 分	現 行		改 正	
保険給付費分	所得割	8.0%	所得割	7.5% (▲ 0.5%引下げ)
	資産割	15.0%	資産割	5.0% (▲ 10.0%引下げ)
	均等割	20,000 円	均等割	19,000 円 (▲ 1,000 円引下げ)
	平等割	24,000 円	平等割	23,000 円 (▲ 1,000 円引下げ)
後期高齢者支援金等分	【変更なし】 所得割 2.0%・資産割 5.0%・均等割 7,000 円・平等割 6,000 円			
介護納付金分 (40~64 歳)	【変更なし】 所得割 2.0%・資産割 4.5%・均等割 5,000 円・平等割 5,000 円			

(2) 賦課期日時点賦課総額（現行は平成 28 年度所得で算定。以下同）

【現行】 292,965 千円 【改正後】 271,557 千円 【差額】 ▲21,408 千円
--

※一世帯当たり、被保険者一人あたりに換算すると・・・

一世帯あたり：【現行】 145,537 円 【改正後】 134,902 円 【差額】 ▲10,635 円
一人あたり：【現行】 87,635 円 【改正後】 81,232 円 【差額】 ▲ 6,403 円

(世帯・人数は平成 28 年度平均数値を使用)

(3) 税率見直し後のモデル世帯比較

① 65 歳以上の 2 人世帯（年金 160 万円・固定資産なし：軽減率 7 割世帯）

・課税対象所得 0 円 ・固定資産税額 0 円

【現行】 26,100 円 【改正後】 25,200 円 【差額】 ▲ 900 円

② 40 歳代の夫婦と子ども 2 人の 4 人世帯（自営業・固定資産あり：軽減率 2 割世帯）

・課税対象所得 1,570,000 円 ・固定資産税額 100,000 円

【現行】 295,700 円 【改正後】 275,500 円 【差額】 ▲ 20,200 円

③ 40 歳代の夫婦と子ども 2 人の 4 人世帯（給与 400 万円・固定資産あり：軽減の無い世帯）

・課税対象所得 2,660,000 円 ・固定資産税額 150,000 円

【現行】 469,300 円 【改正後】 430,900 円 【差額】 ▲38,400 円

④ その他

- ・固定資産を多く持っても所得が高い方については、効果が出ない場合があります。
- ・固定資産を多く持っており所得が低い方については、減額幅が大きくなります。
- ・平成 28 年度課税において国保世帯の約 6 割は軽減適用されています。

3 今後の保健事業について

平成 30 年度国保運営の一元化がなされる中で、将来にわたり安定した保険制度を堅持していくためには、効果的な保健事業を実施していかなければなりません。

保健事業による、被保険者の健康意識の高揚に力を入れると共に、特定健康診査や保健指導を主体とする事業を積極的に進め将来的に医療費の抑制を図り、県と連携をとりながら健全な国保運営となるよう努めてまいります。

なお、引き下げ後の保険税率を維持していくためには、被保険者の皆さんの積極的な健康維持活動や、特定健康診査等による病気の早期発見、早期治療が不可欠となりますのでご協力をお願いいたします。

